

STOP！転倒災害プロジェクト茨城2015実施要綱

茨城労働局
各労働基準監督署

1 趣旨

茨城労働局では、第12次労働災害防止推進計画（平成25年度から29年度）を策定し、平成29年時点で平成24年と比較し死亡者数を15%以上、死傷者数を20%以上減少させることを目標として、労働災害減少に向けた取組を行っているところです。

県内における平成26年の休業4日以上死傷者数（平成26年12月末現在）は、全産業で2,644人、対前年比で128人（5.1%）の増加、死亡者数についても39人で対前年比4人（11.4%）の増加となっており、その目標達成が危ぶまれる状況です。

労働災害を事故の型別でみると、転倒災害が最も多く525人（19.9%）発生し、墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれ災害を上回っています。また、平成11年からの推移をみると、増減を繰り返しながらも墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれ災害は減少傾向を示していますが、転倒災害については増加傾向にあります。

また、高年齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、今後労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。

転倒災害防止対策として、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）推進に重点を置き、茨城労働局及び各労働基準監督署は、各労働災害防止関係団体の協力のもと、職場における転倒リスクの総点検と必要な対策を講ずることにより、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として実施するものです。

2 実施期間

平成27年2月1日から平成27年12月31日

なお、プロジェクトの実効を上げるため、転倒災害が多い2月、全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間とする。

3 災害防止の重点事項

- (1) 凍結した作業床等での安全確認による転倒災害の防止
- (2) 屋内及び屋外作業場での4S活動の徹底による転倒災害の防止

4 茨城労働局の実施事項

- (1) 本プロジェクトに関する記者発表の実施
- (2) 各労働災害防止関係団体に対する啓発、広報の実施
- (3) 各種説明会等における周知
- (4) 茨城労働局ホームページによる周知

5 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった本プロジェクトの周知及び広報活動の実施
- (2) 第三次産業等、転倒災害多発業種に対する個別指導等の実施
- (3) 各種説明会等における本運動の趣旨説明の徹底
- (4) チェックリストを活用した事業場への指導の実施

6 各労働災害防止関係団体の実施事項

- (1) 会員事業場への周知啓発
- (2) チェックリストを活用した事業場の転倒災害防止対策への指導援助

7 事業場の実施事項

- (1) 重点取組期間に実施する事項
 - ア 2月の実施事項
 - (ア) 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - (イ) チェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や労働者の意識啓発
 - イ 6月の実施事項
 - 職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
- (2) 一般的な転倒災害防止対策
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の除去及び安全な通路の確保
 - (ウ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (エ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - (オ) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
 - (カ) 作業内容に適したすべり止め加工された靴の使用推進
 - (キ) 定期的な職場点検、巡視の実施
 - (ク) 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策
 - (ア) 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底